

ながさきピース文化祭2025オフィシャルパートナー募集要綱

(趣旨)

第1条 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、ながさきピース文化祭2025（以下「本文化祭」という。）において本県の文化芸術の魅力等を国内外に発信し、さらなる交流人口拡大につながる契機となるよう、文化祭に協賛をいただける企業、団体等（以下「企業等」という。）をながさきピース文化祭2025オフィシャルパートナー（以下「オフィシャルパートナー」という。）とすることとし、これを募集するために必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 オフィシャルパートナーとは、県実行委員会を通して、次の各号のいずれかの協賛を行う企業等とする。

(1) 資金協賛 文化祭の行事の広報・宣伝等に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供（長崎県への企業版ふるさと納税 地方創生プロジェクト「5．スポーツ&アートで『つながるナガサキ』プロジェクト」を含む）

(2) 物品等協賛 文化祭の広報・宣伝または文化祭の準備・運営に要する物品、サービス等（以下「協賛物品等」という）の提供

2 前項第1号に規定する協賛金は、別表1「資金協賛の区分」のとおりとする。

3 第1項第2号に規定する協賛物品等は、県実行委員会に無償で提供又は貸与するものとする。原則として、別表2「協賛物品等の例示」を参考に選定することとし、提供内容（種類、仕様、数量、時期等を含む）は県実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年6月30日までとする。

(協賛金等の申込み)

第4条 資金協賛を行おうとする企業等は、「資金協賛申込書」（様式1）により県実行委員会に申し込むものとする。

2 物品等協賛を行おうとする企業等は、「物品等協賛申込書」（様式2）により県実行委員会に申し込むものとする。

(協賛申込書の不受理等)

第5条 県実行委員会は、第4条第1項または第2項により申込みをした企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、「資金協賛申込書」または「物品等協賛申込書」を受理しないものとし、その企業等に対しその旨を通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は本文化祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(3) 法令等に違反する者又はそのおそれがある者

(4) 公序良俗に反する者又はそのおそれがある者

(5) 本文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者

(6) その他県実行委員会会長が不相当と判断する者

2 県実行委員会は、第4条第1項または第2項により「資金協賛申込書」または「物品等協賛申込書」を受理された企業等が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、または前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、当該企業等に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛物品等及び協賛金を返戻する。

(協賛金の納付)

第6条 県実行委員会は、協賛金の申込者が、第5条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「口座振込依頼書」(様式3)により指定口座への振込を依頼する。

2 県実行委員会は、協賛金の申込者が領収書の発行を希望する場合、県実行委員会は「資金協賛領収書(様式4)」を発行する。

(協賛物品等の受納等)

第7条 県実行委員会は、物品等協賛を行おうとする申込者が、第5条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、県実行委員会の指定する方法により、協賛物品等の納入を依頼する。

2 県実行委員会は、申込者から希望がある場合には、「物品等協賛受領書」(様式5)を発行する。

(協賛の特典等)

第8条 オフィシャルパートナーは、別表3「特典一覧」のとおり特典が受けられるものとする。

2 県実行委員会は、前項に規定する別表3「特典一覧」以外に、必要に応じ、特典を追加することができるものとする。

3 県実行委員会は、第1項に規定する別表3「特典一覧」を実施するにあたり協賛金の総額及び納付時期次第では各特典を調整する場合がある。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、文化祭の広報・宣伝に要する経費または、文化祭に付随する経費で必要と認められる経費に充てるものとする。

附則

この要項は、令和6年3月29日から施行する。

別表1(第2条第2項関係)

資金協賛の区分

協 賛 金 S	1 0 0 0 万円以上
協 賛 金 A	5 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満
協 賛 金 B	3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満
協 賛 金 C	1 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満
協 賛 金 D	5 0 万円以上 1 0 0 万円未満
協 賛 金 E	3 0 万円以上 5 0 万円未満
協 賛 金 F	1 0 万円以上 3 0 万円未満

別表2（第2条第3項関係）

協賛物品等の例示

- ・ イベント等で配布する自社製品の提供（食品、飲料等）
- ・ 文化祭名、企業名等を記載したスタッフジャンパー等イベント運営物品の提供
- ・ 自社が所有する広告枠の提供

別表3（第8条関係）

	資金協賛							物品等協賛
	S 1000万円 以上	A 500万円 以上	B 300万円 以上	C 100万円 以上	D 50万円 以上	E 30万円 以上	F 10万円 以上	
使用名義 1	協賛事業							
新聞 広告	特大	大	大	中	中	小	小	
テレビ 広告	○30本	○12本	○5本					
開・閉会式 招待	4名	3名	2名	1名				
協賛ボードの ロゴ等の掲載	特大	大	中	小				
ガイドブック 広告掲載	2頁	1頁	1頁	1/2頁	1/2頁	1/4頁		
ガイドブック 企業名掲載	企業名等 ロゴ (特大)	企業名等 ロゴ (大)	企業名等 ロゴ (中)	企業名等 ロゴ (小)	企業名 (中)	企業名 (中)	企業名 (小)	金額換算によ り、資金協賛 と同等 2
ホーム ページ 掲載	企業名等 ロゴバナー (大)	企業名等 ロゴバナー (大)	企業名等 ロゴバナー (中)	企業名等 ロゴバナー (小)	企業名	企業名	企業名	
記録集 企業名記載	○	○						
県主催事業 招待	10名	5名	2名	1名				

- 1 使用名義のうち、「協賛企業」は「ながさきピース文化祭2025オフィシャルパートナー」とする。
(名義使用の際は、ながさきピース文化祭2025のロゴマークデザインの使用も可能とする。)
- 2 物品等協賛のうち、物品等提供による協賛者については、実行委員会が協賛物品等から換算した
上記S～Fの金額に応じた特典を受けることができるものとする。
- 3 企業版ふるさと納税者は、協賛金区分のS、A、B、Cを対象とする。また、複数年度納税された場合は、
協賛金区分は合算額とする。